

(別紙)

抗告の趣旨

一、原決定を取り消す。

二、裁判所書記官 [REDACTED] が昭和五三年九月一八日にした民事々件記録等謄写申請の拒絶処分を取り消す。

三、裁判所書記官は抗告人らの昭和五三年九月七日付民事々件記録等謄写申請に対し、これを許可せよ。

との裁判を求める。

抗告の理由

一、原決定は、抗告人らの本件磁気テープ等の謄写請求に対する裁判所書記官の本件拒絶処分を是認し、抗告人らのこの処分に対する異議申立を却下したが、その理由は、要するに、謄写請求の対象は訴訟記録に編綴された訴訟書類に限られるところ、本件磁気テープ等は記録に編綴されていないから本件訴訟記録に含まれず、これに対する謄写請求は許されないということにつきる。

しかし、この原決定の考え方は、あまりにも形式的である。

もし、形式論で論ずるならば、原告らは本件謄写請求を、昭和五三年九月七日に開かれた本訴第三四回口頭弁論期日において、被告が本件磁気テープ等を裁判所に提出したときにこれをなしたのであるから、右磁気テープ等は裁判所書記官の支配下にあり、当然に訴訟記録の一部として取り扱われるべき状態にあつたものである。二、しかしながら、本件はそのような形式的な観点ではなく、もつと実質的、実践的な立場から判断されねばならない。

もともと原告らが本件磁気テープ等に対して文書提出命令の申立をしたのは、その収録内容を証拠とするためであつた。裁判所もこれを認めて右申立を認容したはずである。

ところが、前記第三四回口頭弁論期日において行われたことは、磁気テープらしきものが法廷に持ち出され、関係者がその外形を見ただけであり、何人もその内容を感じ得ることはできなかった。

ところで、文書提出命令あるいは送付嘱託により裁判所に提出された文書は、実務上、当事者がこれを謄写したうえ、そのなかから必要なものを通常の文書提出の形式によつて甲号証または乙号証として写とともに提出している（           民事訴訟法Ⅱ三七五頁）のが通例である。このことによつて何ら支障は生じ

ないし、立証しようとする者が立証に必要と考える部分だけを甲号証または乙号証として提出することは、これを証拠調する裁判所にとつても無駄がなく好都合というべきである。

原告らは、この取扱いが確立した司法慣例であると理解し、本件磁気テープの証拠調べもこの方法によることが最も好都合であるし、また事実上何の支障もないので、本申立に及んだのであつた。

これに対し、原決定は、そのような司法慣例の存在を認めることはできず、提出者の明示または黙示の同意をえて謄写等を行つてゐる事例があるというにすぎないとした。

しかし、我々の知る限りでは、文書提出命令等により裁判所に提出された文書の謄写請求が、これが「訴訟記録」に含まれないとの理由で認められなかつたという例はなく、その謄写請求が許されることは確立してゐるはずである。

いずれにせよ、原裁判所は、このような従前の例による証拠調べの方式を否定して、いつたいどのような方法で本件磁気テープの証拠調べをするつもりなのか全く理解に苦しむ。

三、次に、原決定は、本件磁気テープ等の謄写を行うとすれば、謄写人が、裁判所外において行うほかなく、裁判所書記官が謄写人の謄写等の監督を行うことは不可能と考えられるから、謄写を許すことは相当でないといつてゐる。

この判断はまことに不可解である。

現代社会においてコンピュータは随所に設置されており、信用ある謄写人を得ることは極めて容易であつて、たとえそれが物理的に裁判所外であつても書記官の監督が不可能になるなどとは考えられない。

謄写の実行の安全、確実性という点からいえば、現在行われている各種謄写器による書類の謄写よりむしろ容易でかつすぐれているのである。

つまり、「磁気テープ」は、その特性から同一内容のコピーを作るとは非常に容易であり、むしろコンピュータ装置はコピー作成を当然のこととしていい。費用と所要時間の点からみても、プリントアウト文書を作成する場合（本件の場合、プリントアウト文書作成の費用は、被告関西電力株式会社が自認するところによれば、約一〇万円程度）よりも、コピー作成の場合の方がより少ない費用、時間で済むのである。

四、以上のように、本件磁気テープ等の謄写を許してはならない理由は全くない。

被告にも何らの不利益も存在しない。

そうとすれば、従前文書提出命令等により裁判所に提出された文書等についても民訴法一五一条三項の「訴訟記録」として謄写を許してきた取扱いを本件において拒否すべき理由は全く存在しない。この点において原決定は民訴法一五一条三項の解釈を誤つたものといわざるを得ない。

五、磁気テープはきわめて有用なものである。その第一は膨大な量の情報をきわめてコンパクトな形で保存できる点であり、第二はそれに収められたデータの検索、利用が至便であるという点である。

本件データの例でいえば、特定の日の特定の時間の二酸化いおう濃度を個々にとり出すことができることはもとより、各日毎の平均値でも、あるいは一定期間の各曜日毎の平均値でもこれに沿ったプログラムを作成することにより自由自在にとり出すことができるのである。

本件の磁気テープにおさめられている大量のデータは、右のような多方面からの検討を要するものであり、コ

ンピューターでなければ到底なし得るところではない。まさしくそうであるからこそ被告も磁気テープに収録したのである。

原裁判所は、あるいはプリントアウト文書に対する謄写請求ならこれを許してもよいと考えているのかも知れないが、仮りにそのような謄写をしてみても、原告らとしては再びこれを莫大な手数と費用をかけて磁気テープに収録しなおし、元のテープのコピーと同じものをつくるという無駄なことをしなければならぬのである。本件における磁気テープの取扱いには、おそらく今後続発するであろう磁気テープをめぐる同種の事案にとつて重要な先例となるであろう。

大量の情報処理について磁気テープ、コンピューターが重要な役割を果たしている現代社会において、裁判所において磁気テープについて原決定のような不合理な取り扱いが行われるなら、それは社会の進歩に目をつぶることにほかならず、裁判所の紛争解決機能に悪影響をおよぼすおそれさえあると思われる。